

平成30年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成30年2月19日

番 号	件 名	提 出 者	付託委員会	紹 介 議 員
43-1	最低賃金の改善と中小企業支援の 拡充を求める陳情（陳情）	上伊那地区労働組合連 合会 議長 寺澤 顕孝	経済建設委員会	
43-2	「緊急事態条項」を新たに憲法に 設けないことを求める請願 （請願）	伊那谷市民連合 代表 曾我 逸郎	総務文教委員会	若林 敏明
43-3	主要農作物種子法廃止に際し、公 共財としての日本の種子を保全す る新たな法整備と積極的な施策を 求める請願（請願）	子どもの食・農を守る 会伊那谷 代表者 関島 百合	経済建設委員会	若林 敏明

(43-1) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情（陳情）

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。

低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっています。

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給958円、長野県では795円、最も低い地方は737円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で221円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現行の最低賃金の低さを認めました。

しかし、年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけです。いまずぐ政治的決断で、1000円以上に引き上げるべきです。中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。

さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利

潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に加えて、先進国では例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。

以上のことから、貴議会におかれましては、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 5 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

(43-2) 「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないことを求める請願
(請願)

安倍政権の意を受け、自由民主党憲法改正推進本部は平成29年12月20日に、「憲法改正に関する論点とりまとめ」を公表しました。それによれば、自衛隊、緊急事態、合区解消、教育充実の4つを具体的な改憲項目として検討するとされています。これらのうち、自衛隊に関してはその存在をはっきりと憲法に書き込むことを、そして緊急事態に関しては、戦争、内乱、自然災害等の非常時に、内閣総理大臣に強大な権力を与えることを目的としています。

私たちは以下の理由により、とりわけ緊急事態に関する条項を新たに憲法に設けることに大きな危惧の念を抱いております。

1 自民党の改憲草案（以下、「草案」という。）では、「緊急事態」は、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害」等とされていますが、これらは「例示」であり（草案98条1項）、具体的には法律（緊急事態法）で定めることとされています。

「何が緊急事態か」を決定すべき憲法上の明確な基準がなく、将来国会多数派による恣意的な範囲の拡大が行われる可能性があり、それに対する歯止めがありません。これは、立憲主義の観点からすれば、極めて危険なことと言わざるをえません。

2 草案では、内閣の判断で総理大臣が緊急事態宣言を発します（草案98条1項）。国民代表機関である国会の関与は、事前又は事後の承認という消極的なものにとどまります（同条2項）。多くの場合に予想される事後承認について、それを求めるべき期限に関する規定が欠けているので、最長100日間は国会承認がなくとも宣言の効果は持続することになります（同条3項）。仮に国会が事後承認を拒否しても、実質的な原状回復は不可能ですからほとんど無意味です。このように国会による承認の仕組みは、内閣の恣意的な宣言発令を実質的にコントロールできず、国民代表機関としての国会の役割を空洞化する危険を有するものです。

3 宣言が発せられると、内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定できるようになります（草案99条1項）。また、内閣総理大臣は、財政上必要な支出、その他の処分を行うことができ（同条同項）、さらに地方自治体の長に必要な指示をすることができます（同条同項）。立法権を内閣が行使する、すなわち、行政権の機関に過ぎない内閣が、新規立法や既存の法律の改変・廃止をすることが可能となります。また自治体の長を総理大臣の意のままに動かすこともできます。このような事態が、国会の最高機関性・唯一の立法機関性を定める憲法41条や、地方自治体の自律権を保障する憲法94条に反することは明白です。

4 さらに、宣言発令後、国民は「国その他の公の機関」の指示に従う義務があります（草案99条3項）。これは、行政機関の命令に無限定に国民が従う義務がある、すなわち、あらゆる人権が行政権によって制限されうることを意味します。この義務の範囲、すなわち人権制限の範囲を画する、憲法上の歯止めは何ら用意されていません。極言すれば、いかなる命令も行政権力は発することができることとなります。基本的人権の憲法上の保障は画餅と化すでしょう。

わが国にはすでに災害関連法、有事関連法があり、緊急時対応体制は整備されています。大規模災害対策に関して言えば、共同通信の行った東日本大震災の首長アンケートでは、42人の回答者のうち、41人が「緊急事態条項は必要ない」と答え、「現在必要な事は」という問いに対しては、20人が「災害対策法など既存の法令の改善」、12人が「国から地方への権限移譲強化」と答えました。「災害時に重要なのは、中央政府に権限を集中することではなくて、情報も権限も思い切って現場におろすことだ」と指摘されています。

国に権限を集中することは、百害あって一利なしと言わざるをえません。政府与党は、緊急事態条項は多くの国の憲法に規定されている「当たり前」のものだと言っています。確かに、少なくない国の憲法には緊急事態条項があります。しかし、草案はそれらの多くとはかけ離れた内容のものです。例えば、よく引き合

いに出される現行のドイツ憲法では、緊急事態の概念は憲法上極めて明確詳細に規定され、恣意的な立法・行政に対する歯止めがきちんと用意されています。

また、緊急事態の判断権限は、行政権ではなく立法権に、すなわち国民代表機関である連邦議会（緊急時は、複数の連邦議会議員と連邦参議院議員からなる合同委員会）にあります。そして、行政命令に法律と同等の効力を認める規定はなく、緊急時に制限できる人権が限定されています。これらにより、草案が反立憲主義的であることがわかります。

内閣総理大臣の宣言による緊急事態条項の発動は、中央政府の権限を著しく強化し、国民の基本的権利・三権分立・地方自治を無視し、憲法をないがしろにする独裁状況を生み出しかねません。現内閣副総理の「ナチスの手口に学ぶ」、という言葉が彷彿とさせます。

住民の平和のうちに暮らす権利を保障する第一次的責任主体は、地方自治体であることに鑑み、貴議会におかれましては、「緊急事態条項」を新たに憲法に設けないよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

(43-3) 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する
新たな法整備と積極的な施策を求める請願（請願）

昨年4月14日、主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）廃止法案が可決成立し、本年4月1日より種子法は廃止となります。これによって、1952年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産でまかなうことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けることが懸念されます。

そもそも種子法は、主要農作物の自給を維持し、産地の分散化や品種の多様性という食糧安全保障上、極めて重要な部分を支えてきた公的種子事業です。規制緩和路線のもとに、国の責任を放棄し、外国資本を含む民間の種子開発の参入を積極的に進めることは、「食糧の安定供給」を任務と定めた、農林水産省設置法に反するものです。

さらに、昨年5月12日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取組みを促進することも定められています。

これらが相まって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧されます。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。伊那谷の農業・農家、そして消費者にとっても、これは重大な問題です。

種子法廃止にあたり、参議院では附帯決議として、「都道府県での財源確保」、「種子の国外流出禁止」、「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

以上のことから、貴議会におかれましては、主要農産物種子法廃止に際し、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。